

申請協力請求権について消滅時効を援用して実質的に本件土地の取戻しを図ろうとすることは、Yが長年にわたって取り組んで来た努力の結果を対価なくして奪おうとすることに帰し、将来市街地として開発されたときは、Yが払った多大の犠牲のもとにXらが市街地開発の利益を享受し得るという著しく不当な結果を招くことになる。

(3) 従つて、Xらの消滅時効の援用は援用権の濫用にあたり、許されない。

(4) よつて、Xらの請求を棄却し、Yの反訴請求を認容する。

三 まとめ

公団事業は、用地買収後その事業化と市街化区域編入に時間がかかり、売主が農地転用許可申請協力請求権の消滅時効を主張するところが少なくない。しかし、売主が代金全額を受領して、耕作を放棄し、公団が管理している場合は、権利の濫用であるとされている(東京高判平二・七・一一判時一四〇一―六二)。本件も、これにならつたものである。

が、このような法形式をとることにしたのは、交換の法形式をとった場合に生ずる譲渡所得に対する税負担の軽減を図るためにあつた。

(3) 本件取引に際して、どのような法形式をとるかは、当事者の自由な選択に任せられており、本件売買契約の法形式が仮装のものであるることは、困難である。

(4) 租税法律主義の下では、法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直して課税処分を行う権限が課税庁に認められているものではないから、当事者が売買契約とその相殺とした本件取引を補足金付交換契約として課税処分を行なうことは許されない。

(5) 従つて、Xらの請求は理由があり、原判決を取り消す。

三 まとめ

私的自治の原則と実質課税の原則を、どのように調整するか。当事者間の取引を、売買契約とその代金相殺と見るか、補足金付交換契約と見るか。実務上種々争いが生じていて、これを交換とした判例もある(東京高判平八・五・一二税資二一六一二五五、東京地判平六・五・一二税資二〇一一二六八)。

本件は、売買としたが、上告されている。上告審の判断が注目されるところである。

最近の判例から (21)

オウム真理教との和解金

(福岡高判 平一〇・三・四 判タ一〇一三一一四四) 森末 一巳

オウム真理教の進出に伴う紛争において、オウム真理教がその所有する不動産を村に贈与して撤退し、村がこれに伴う損失保証に関し和解金を支払うことを約した和解は、公序良俗に反しないとして、村民の村長に対する住民訴訟を棄却した事例(福岡高裁平成一〇年三月四日判決 確定 判例タイムズ一〇一年三号一四四頁)。

され、Bに対し和解金七億八、〇〇〇万円を支払った。

しかし、A村の住民Xらは、同和解において住民票の転入手続の取下及び転入手続をしてないことを約束したのは、B関係者の居住移転の自由に制限を加え、公序良俗に反するものであり、Aが違法な不受理状態を継続したために和解金を支払わざるを得なくなつたとして、A村長Yに対し、和解金相当額をAに支払うよう、住民訴訟を提起した。

一 事案の概要

熊本県A村は、オウム真理教Bが進出して施設を建設し、住民らとの間に紛争が発生したので、同教に属する者の住民登録を受理しなかつたところ、不受理処分取消訴訟を提起

二 判決の要旨

(1) 本件和解は、BがA村内に所有する不動産をAに贈与して撤退し、これにより被る